

特定電子メールの送信の適正化等に関する 法律の一部改正について

平成 1 7 年 3 月 1 7 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部消費者行政課

1. 迷惑メール対策に係る法制度見直しの基本的方向性

(迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会 中間とりまとめの概要：平成16年12月24日公表)

近年、迷惑メールの送信が巧妙化・悪質化していることを踏まえ、規制対象範囲の見直しや違反者への取り締まりの強化を図ることが必要として、法制度の見直しについて以下の基本的方向性を提示。

1. 特定電子メールの定義の見直し

企業や事業を営む個人が利用している事業用メールアドレスに対する送信を行う場合や、携帯電話同士で短い文字メッセージを電話番号あてに送受信するSMS（ショートメッセージサービス）による広告宣伝メールの送信についても、特定電子メール法の対象に追加することが適当。

2. 架空アドレスあて送信禁止の範囲拡大

現在法第5条において禁止されている架空アドレスあてのメール送信は、広告宣伝メールを送信する場合であるが、その他の内容のメールを送信する場合についても、対象範囲に含まれるように見直すことが適当。

3. 悪質な違反行為に対する直罰化

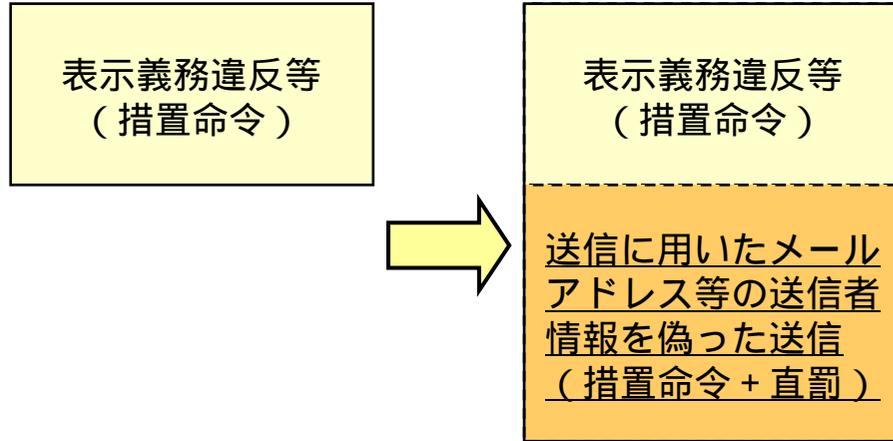
現在、違反行為に対しては、総務大臣の措置命令がまず行われることとなっているが、重大な法益侵害をもたらすおそれのある悪質な送信行為については、送信者に直接刑事罰を科すことも検討することが適当。

4. ISP等による役務提供拒否の範囲の明確化

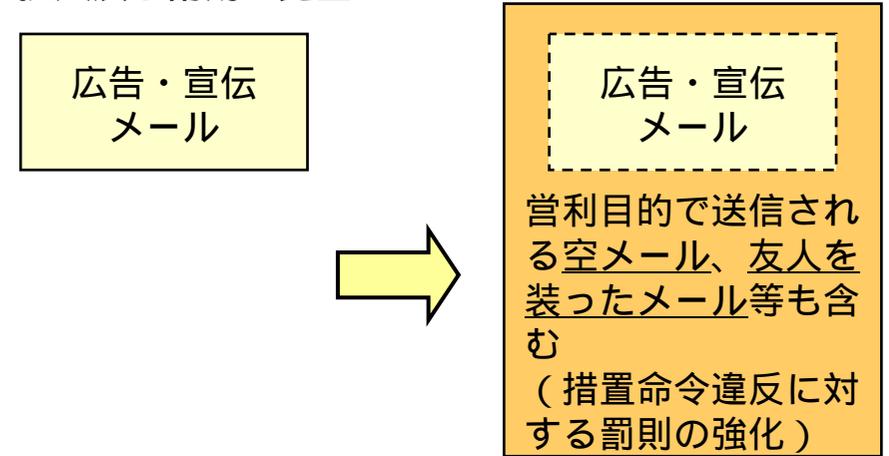
法第10条において規定されている場合以外にも、電気通信事業者が役務提供を拒否することに正当な理由が認められる事例があるため、正当性のあると考えられる事例の整理を進める必要がある。

2. 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する 法律案の概要（平成17年3月11日閣議決定・国会提出）

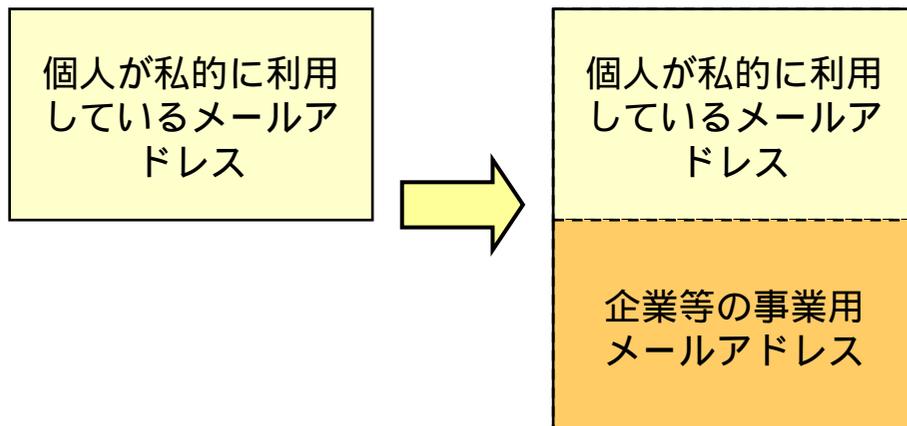
1. 送信者情報を偽った電子メール送信の禁止及び直罰規定の整備



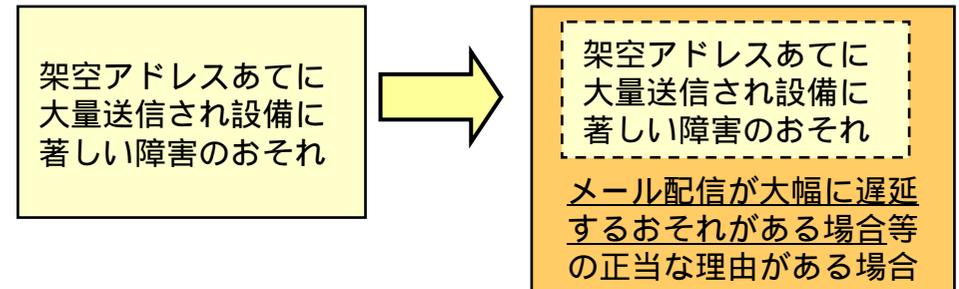
2. 架空アドレスあてのメール送信を禁止する範囲の拡大及び罰則の見直し



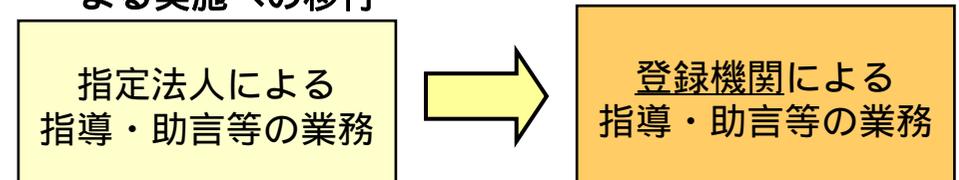
3. 特定電子メールの範囲の拡大



4. 電気通信事業者による役務提供拒否事由の拡大



5. 指定法人による指導・助言等の業務の登録機関による実施への移行



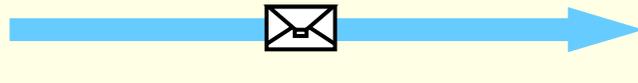
送信者情報を偽った電子メールの送信について

通常の送信者



aaa@soumu.go.jp

送信側メールサーバ



受信者



受信者

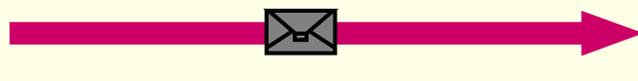


迷惑メール送信者



bbb@xxx.jp

送信側メールサーバ



受信側
メールサーバ

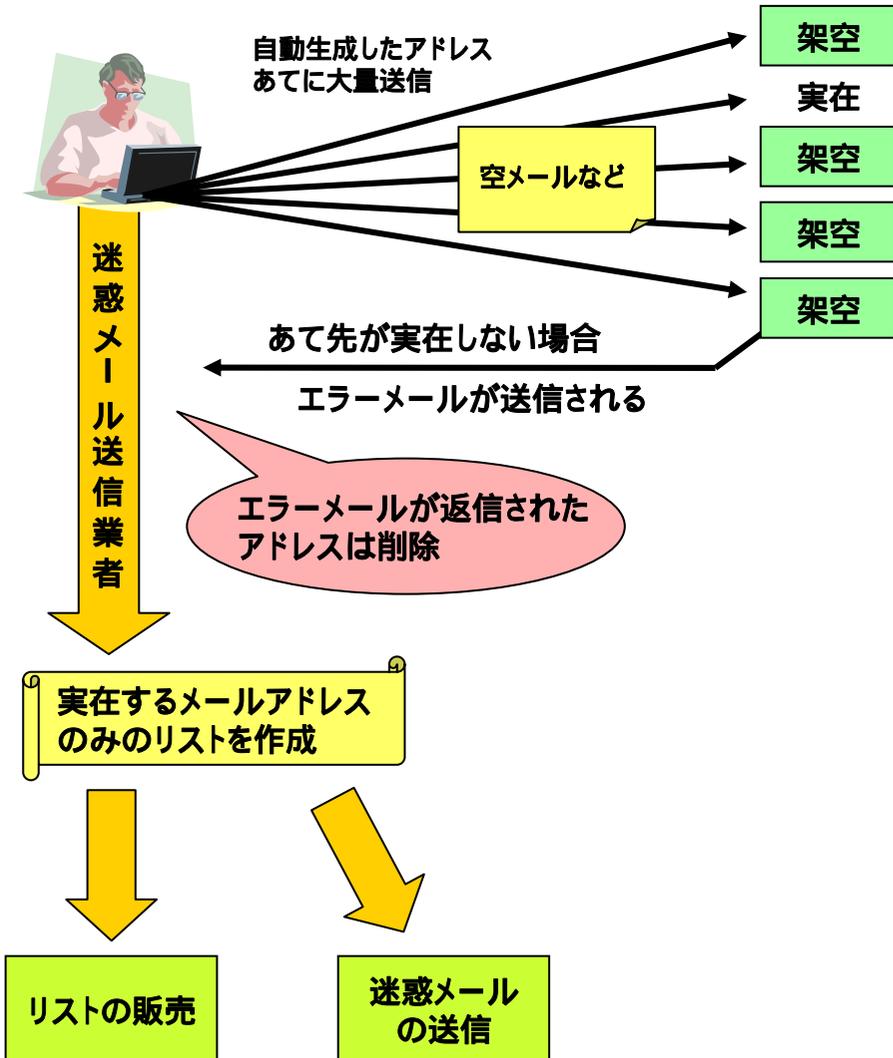


送信者の電子メールアドレスを他人の電子メールアドレスに書き換えて送信

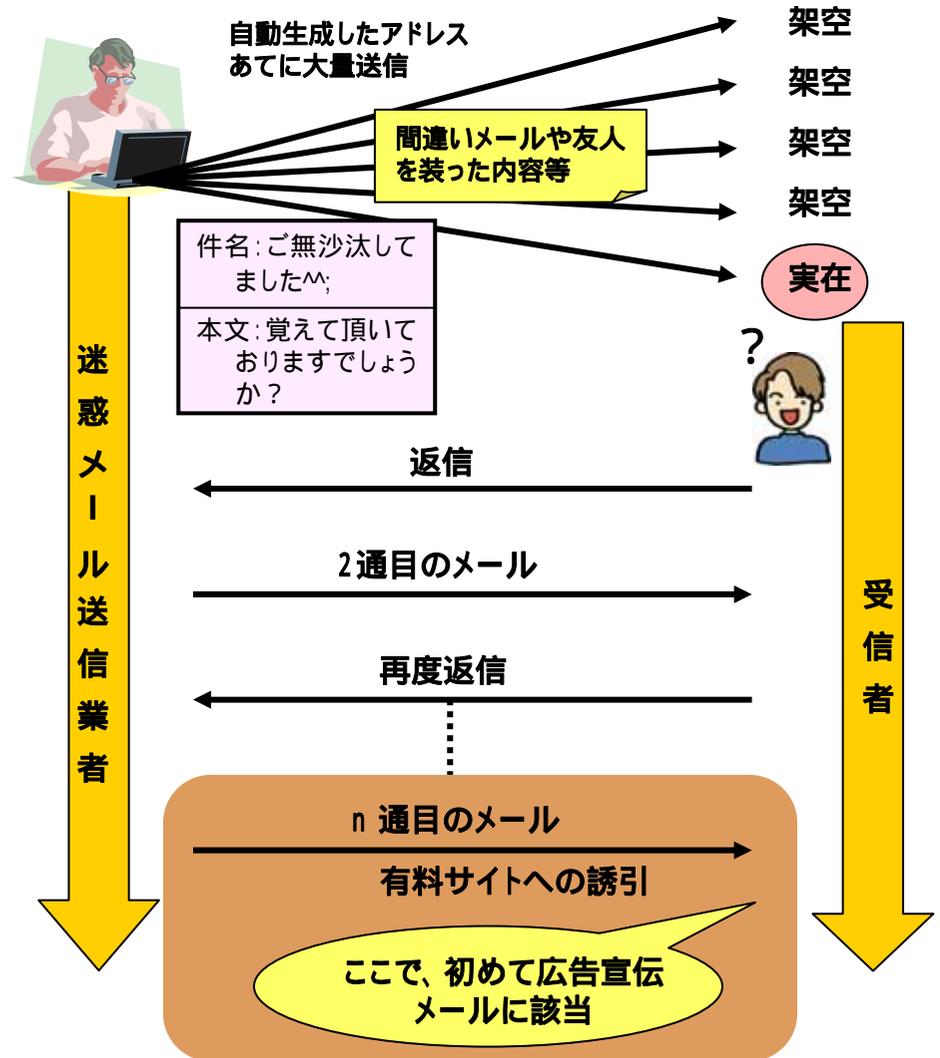
本来の送信者メールアドレスであるbbb@xxx.jpがaaa@soumu.go.jpに偽装して表示され、本来の送信者が誰であるのかがわからなくなる

現在規制の対象となっていない広告、宣伝目的以外の架空アドレスあてメール送信のイメージ

空メールを送信する例



広告宣伝以外の内容の例



企業等が利用する事業用メールアドレスに対する送信について

迷惑メールの送信者は無差別に広告宣伝メールを送信しているため、現在特定電子メール法の対象となっている、個人が私的に利用する電子メールアドレス以外にも、企業や事業を営む個人が利用している事業用メールアドレスに対しても同じように送信している。

